

(様式3)

監査報告書

令和5年5月23日

学校法人 鶴学園
理事会 御中

学校法人 鶴学園

監事 夏田好一 印
監事 木村義将 印

私たち学校法人鶴学園の監事は、私立学校法第37条第3項第4号及び本学園寄附行為第14条第4号の定めに基づき、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果について、つぎのとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

監事は、理事会、評議員会その他重要な会議に出席したほか、担当理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校等において業務及び財産の状況を調査しました。

また、あずさ監査法人と連携し、計算書類についての監査の報告及び説明を受けました。

2 監査の結果

- (1) 業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、各会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い、法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を適切に示していると認めます。
- (2) 法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

3 改善意見

特になし

(様式 3)

監査報告書

令和5年5月25日

学校法人 鶴学園
評議員会 御中

学校法人 鶴学園

監事 榎田好一 印
監事 木村義将 印

私たち学校法人鶴学園の監事は、私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号及び本学園寄附行為第 14 条第 4 号の定めに基づき、令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）の本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果について、つぎのとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

監事は、理事会、評議員会その他重要な会議に出席したほか、担当理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校等において業務及び財産の状況を調査しました。

また、あずさ監査法人と連携し、計算書類についての監査の報告及び説明を受けました。

2 監査の結果

- (1) 業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、各会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い、法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を適切に示していると認めます。
- (2) 法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

3 改善意見

特になし